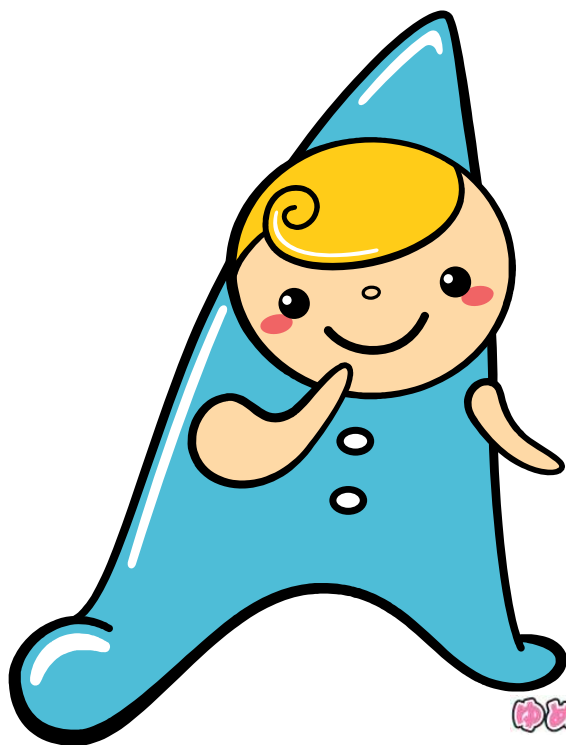
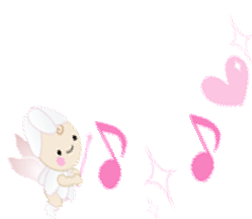


南あわじ市ファミリー・サポート・センター

利用の手引き



ゆるるん

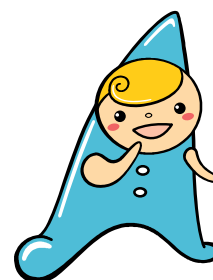


南あわじ市



目 次

ファミリー・サポート・センターとは	1
ファミリー・サポート・センターのしくみ	2
ファミリー・サポート・センターのイメージ図	3
入会手続き等について	4
報酬の基準	5
30分から60分までは1時間として計算します。 報酬の計算方法	6~7
補償保険制度について	8
会員の心得	9



ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、「子育ての応援をしてほしい」と「子育ての応援をしたい」人が、依頼会員、提供会員のいずれかに登録し、お互いに助け合いながら育児の相互援助活動を地域において行う会員組織です。

会員の条件

ファミリー・サポート・センターを利用するには、会員登録が必要です。 ※入会金は無料です。

○依頼会員

- ①市内在住
- ②1歳から就学前までの子どもの保護者

○提供会員

- ①市内在住
- ②子育て経験があり心身ともに健康である
- ③子どもを預かる事が出来る方
- ④事務局が開催する講習会を受講できる方（9科目24時間）



※上記の条件に該当しなくなった場合は、退会手続きを行います。
(退会するときは、会員証を返還してください。)

援助活動の内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助活動は、一時的で短時間、軽易なものです。

- 保護者の病気や急用等の際の預かり
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり
- 買い物等外出の際の預かり
- 講習や習い事に行く際の預かり
- その他、会員の育児のために必要な援助活動
- 子どもの預かりは会員の自宅、子育て学習・支援センターなど、子どもの安全が確保できる場所にて行います。会員間の合意において決定してください。
- 預かる時間帯は、原則として午前8時から午後6時までです。
- 預かりが早朝、夜間にわたる場合でも、宿泊を伴う援助活動は行いません。
- 警報発令時は援助活動を行いません。

南あわじ市ファミリー・サポート・センターのしくみ

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーを通じて会員同士が
出会い、相互援助活動を行います。

相互援助活動の流れ



- ① 依頼会員は、援助が必要になれば、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーに連絡をします。
- ② アドバイザーは、依頼内容・希望に合わせて提供会員に活動依頼の連絡をします。
- ③ アドバイザーは、依頼会員に提供会員を紹介します。
- ④ 依頼会員は提供会員と事前打合せ(援助活動前の顔合せ)の日程を決めます。
- ⑤ 事前打合せ日が決まれば依頼会員からファミリー・サポート・センターに連絡をします。
- ⑥ 依頼会員は提供会員と、依頼内容、時間、場所などについて十分に事前打合せをします。
- ⑦ 依頼会員は、活動日までに依頼日時と内容を必ずファミリー・サポート・センターに連絡をします。(事前連絡)
連絡のない場合や事後報告は、補償保険が使いません。

◇◇◇ 相互援助活動・・・依頼日当日子どもを預けます。 ◇◇◇

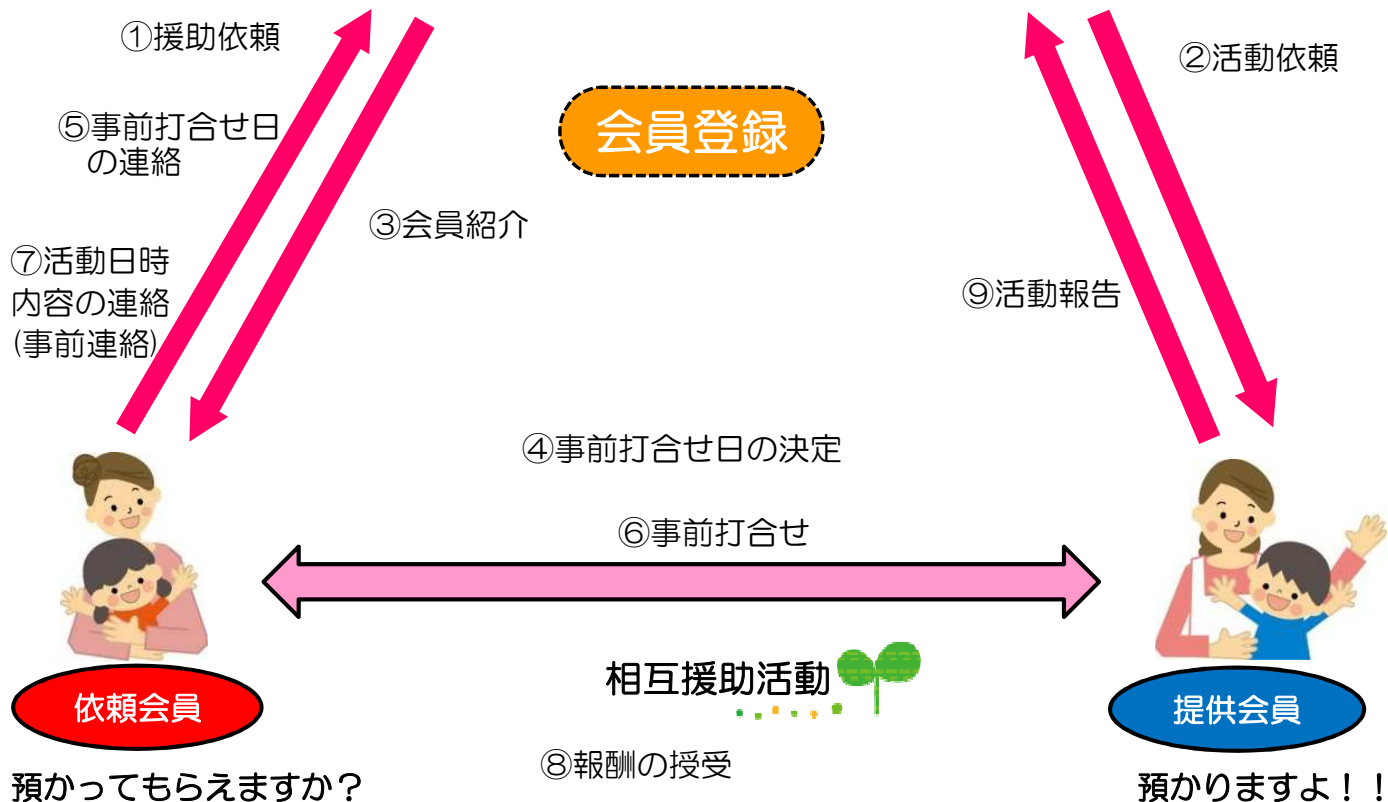
- ⑧ 提供会員は、援助活動が終わるとその内容を援助活動の報告(日報)に書き、依頼会員の確認印をもらいます。
依頼会員は、規定の報酬及び実費を当日提供会員に支払います。
- ⑨ 提供会員は、援助活動報告書(月報)に当月分の援助活動の報告(日報)を集計し、翌月の10日までに月報・日報をファミリー・サポート・センターに提出します。
提出のない場合は、補償保険が使いません。

南あわじ市ファミリー・サポート・センターイメージ図

南あわじ市ファミリー・サポート・センター
(アドバイザー)
午前9時00分～午後4時00分
Tel : 42-3060 Fax : 42-7702



アドバイザー



依頼会員へ

- 援助活動は、以下の方法で予約できます。(電話・FAX・メール)
- 突発的な援助依頼にもできる限り対応しますが、提供会員の調整が見つからないことがあります。申込みはできるだけ早めをお願いします。
- キャンセルする場合は、前日までに、提供会員とファミリー・サポート・センターに速やかに連絡してください。(電話・FAX・メール)
※当日のキャンセル・無断キャンセルは、規定の報酬を支払っていただきます。
- 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。

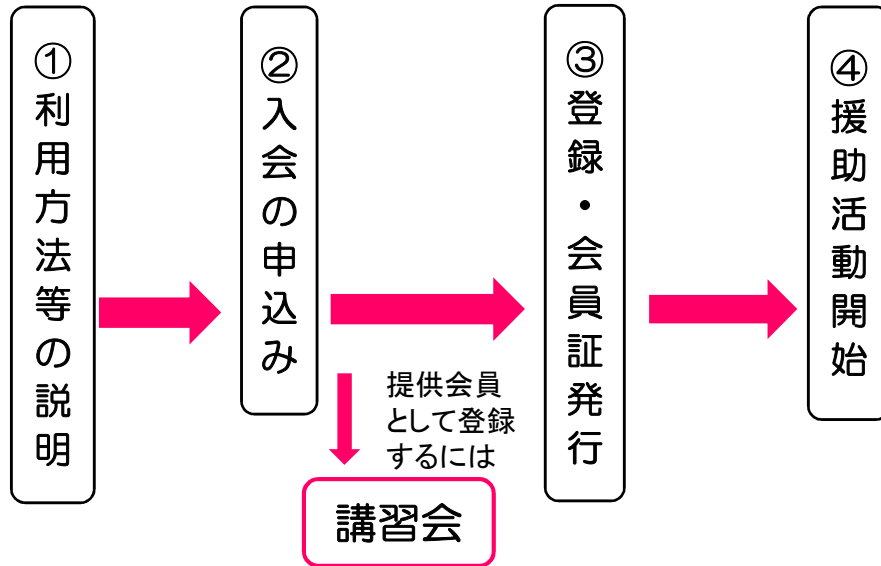
提供会員へ

- 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。

入会手続き等について

入会手続き

入会の案内・登録手続きは、ファミリー・サポート・センターで行っています。



ファミリー・サポート・センターで利用方法等を説明後、入会申込書に記入し登録手続きを行います（写真2枚必要）。会員証は後日発行します。

行事

ファミリー・サポート・センターでは、保育面での知識の向上や、会員間の親睦を図るため、講習会や交流会を定期的を開催します。

講習会

年に1～2回程度開催します。
提供会員は、講習を受講してください。

アドバイザーの役割

- 援助活動の調整
- 会員の募集・登録・相談
- 講習会、交流会の開催
- 広報活動



報酬の基準について

援助を受けた依頼会員は、提供会員に規定の報酬と実費を支払います。

活 動 日 時	1時間あたりの報酬額
月 曜 日 から 金 曜 日 まで (午前8時から午後6時まで)	600 円
上 記 時 間 以 外	800 円
提供会員が預かり場所まで 出向く際の交通費	37 円/Km

- 活動時間とは提供会員が相互援助活動をスタートした時間から終了時間までとなります。
- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超えた場合は、以降30分に満たない場合は上記の半額とし、30分から60分までは1時間として計算します。
- きょうだいで子どもを預ける場合は、2人目から半額となります。



※当日や無断キャンセルの場合は、依頼会員が提供会員に規定の報酬を支払います。
※大雨警報など災害時におけるキャンセルの場合は無料です。

前日までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	報酬額（預ける時間分）の半額
無断キャンセル	報酬額（預ける時間分）の全額

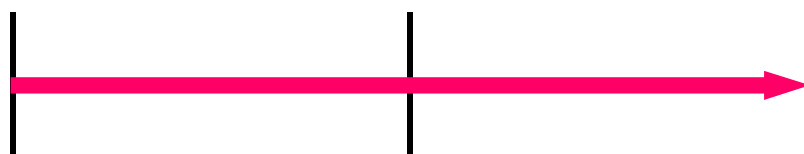
- 援助に必要なものは、原則として依頼会員が用意してください。
- 食物アレルギー等による事故を防ぐため、飲食物の提供は行いませんので食事、飲み物等が必要な場合は依頼会員がご用意ください。また、おむつや着替え等も併せてご用意ください。両者合意の上、提供会員が購入した場合は、依頼会員が実費をお支払ください。



報酬の計算方法について

例 1 平日の8時35分から9時5分まで子どもを預かった。

8:35 9:00 9:05



活動時間	8:35 ~ 9:05 (30分)
計算方法	600円 × 1時間 = 600円

最初の1時間までは1時間とみなします。

例 2 平日の15時40分から18時20分まで子どもを預かった。

15:40 17:40 18:00 18:20

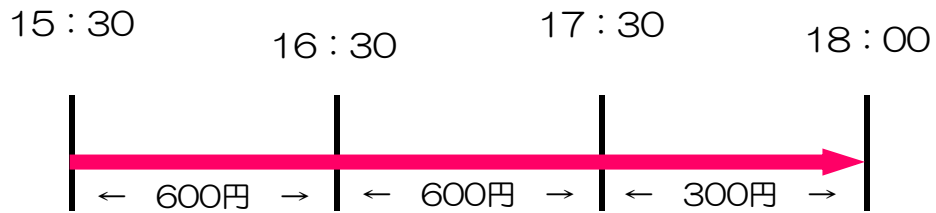
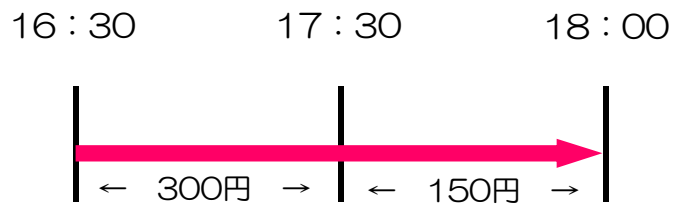


活動時間	15:40 ~ 18:20 (2時間40分)
計算方法	600円 × 2時間 + 800円 × 1時間 = 2,000円

少しでも時間外（8時までと18時以降）にかかった場合は、時間外報酬の1時間800円で計算してください。

例 3

きょうだいを2人預かった場合。
平日に、1人目を15時30分から、2人目を16時30分から18時まで預かった。

1人目**2人目**

【1人目】	活動時間	15:30 ~ 18:00	(2時間30分)
	計算方法	$600\text{円} \times 2.5\text{時間} = 1,500\text{円}$	
【2人目】	活動時間	16:30 ~ 18:00	(1時間30分)
	計算方法	$600\text{円} \times 1.5\text{時間} \times 1/2 = 450\text{円}$	
		合計	1,950円

きょうだいを預かる場合は、2人目から半額となります。

例 4

キャンセルの場合
平日の8時から12時まで預ける予定であったが、自己都合で当日にキャンセルの連絡をした。

活動予定時間	8:00 ~ 12:00	(4時間)
計算方法	$600\text{円} \times 4\text{時間} \times 1/2 = 1,200\text{円}$	

※ 当日のキャンセルは、予定の報酬額の半額を支払います。
提供会員は時間を都合して待っています。キャンセルする場合は、直前になっても必ず協力会員とファミリー・サポート・センターまで連絡してください。

※ 無断キャンセルは、予定の報酬額の全額を支払います。

補償保険制度について

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。なお、保険料はファミリー・サポート・センターが負担しますので、個人負担はありません。

サービス提供会員 傷害保険

提供会員が、ファミリー・サポート・センターのあっせんによる援助活動の提供中や、援助活動のための自宅と依頼会員宅や保育所等との往復途上（自宅と通常の経路）において傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日から180日を限度
通院（1日）	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

提供会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額
対人・対物（1名・1事故）	2億円
初期対応費用（1事故）	500万円
見舞金・見舞い品（1名）	10万円
受託者賠償責任保険（1事故）	10万円

依頼子供 傷害保険

依頼会員の子どもが、援助を受けている間に事故を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日から180日を限度
通院（1日）	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

◎事故が発生した場合は、速やかにファミリー・サポート・センターへ連絡してください。

会員の心得について

～お互いが気持ちよく活動するために～

1. 南あわじ市ファミリー・サポート・センターの活動の趣旨と決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーを守りましょう。
(援助活動により知り得た個人的な情報をもらさない等信頼関係が保てるように活動する。)
3. 会員証は常時携帯してください。
4. 約束した時間は必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
5. ファミリー・サポート・センターへの連絡なしに、会員同士での活動の交渉を行わないでください。ファミリー・サポート・センターを通さない活動については、補償保険は適用されません。
6. 事前打合せは、所定の用紙により必ず行い、決めた内容を守りましょう。内容を変更するときは十分に話し合しましょう。
7. 活動中は、常に子どもの安全を確認してください。内容を変更するときは十分に話し合しましょう。



お問い合わせ
お申込は

南あわじ市ファミリー・サポート・センター



〒656-0427

南あわじ市榎列松田747番地3

(南あわじ市子育て学習・支援センター内)

TEL : (0799) 42-3060

FAX : (0799) 42-7702

E-mail :

family_support@city.minamiawaji.hyogo.jp

◇月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)